

○尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する 条例施行規則

平成23年10月12日

規則第51号

改正 平成24年3月30日規則第51号 平成26年6月30日規則第48号

平成27年3月31日規則第24号 平成27年6月29日規則第46号

平成27年12月25日規則第64号 令和2年3月25日規則第6号
令和5年3月31日規則第37号 令和5年9月29日規則第55号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成23年尼崎市条例第28号。以下「条例」という。)第5条、第6条第1項、第7条、第9条第2項及び第3項、第10条第1項、第2項及び第3項ただし書、第14条、第20条、第26条並びに別表第2摘要の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平27規則24・令5規則37・一部改正)

(駐車場の供用日等)

第2条 条例第5条の規則で定める駐車場の供用日及び利用時間は、次のとおりとする。

(1) 供用日 1月1日から12月31日まで

(2) 利用時間 別表第1の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるもの

(平27規則24・一部改正)

(条例第6条第1項の規則で定める駐車場)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める駐車場は、次のとおりとする。

(1) 尼崎市立立花駅第2自転車駐車場(原動機付自転車に係る一時利用の用に供される部分に限る。)

(2) 尼崎市立立花駅第4自転車駐車場(一時利用の用に供される部分に限る。)

(3) 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場(一時利用の用に供される部分に限る。)

(4) 尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場(一時利用の用に供される部分に限る。)

(5) 尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場(一時利用の用に供される部分に限る。)

(令5規則37・追加、令5規則55・一部改正)

(一時利用に係る駐車許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により一時利用(前条各号に掲げる駐車場の一時利用を除く。)に係る駐車許可を受けようとする者は、駐車場に自転車等を駐車させようとする際、当該自転車等を示して、口頭で、又は市長が指定する方法により市長に申請しなければならない。

(平27規則46・一部改正、令5規則37・旧第3条繰下・一部改正、令5規則55・一部改正)

(定期駐車許可の申請)

第5条 条例第6条第1項の規定により定期利用に係る駐車許可(以下「定期駐車許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した駐車許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 定期駐車許可を受けようとする者の氏名及び住所(法人等にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名。以下同じ。)

(2) 利用しようとする駐車場及びその区画の名称

(3) 駐車場を利用しようとする期間

(4) 自転車等の種別

- (5) 自転車等の大きさ
 - (6) 自転車にあつては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録に係る番号、記号等又は他の自転車と識別するためにその車体に付されている固有の番号、記号等
 - (7) 原動機付自転車にあつては、軽自動車税の種別割に係る市町村(特別区を含む。)の条例の規定によりその車体に取り付けることとされた標識の記載事項又は他の原動機付自転車と識別するためにその車体に付されている固有の番号、記号等
 - (8) 2輪自動車にあつては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定によりその車体に取り付けることとされた自動車登録番号標の記載事項又は他の2輪自動車と識別するためにその車体に付されている固有の番号、記号等
 - (9) 法人等にあつては、駐車場の利用の承認を受けようとする者の範囲
 - (10) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は期間内に行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、次の各号に定める日又は期間を変更することができる。
- (1) 駐車場の利用を開始しようとする日(以下「利用開始希望日」という。)が月の末日の6日前の日である場合 当該利用開始希望日
 - (2) 利用開始希望日が月の末日の5日前の日からその翌月の3日までの間にある場合 当該利用開始希望日の属する月(当該利用開始希望日が月の1日から3日までの間にある場合にあつては、当該月の前月)の末日の6日前の日から当該利用開始希望日まで
 - (3) 利用開始希望日が月の4日から当該月の末日の7日前の日までの間にある場合 当該利用開始希望日の属する月の前月の末日の6日前の日からその翌月の3日まで
(平27規則24・一部改正、令5規則37・旧第4条繰下・一部改正)
- (一時利用期間の申告時期等)
- 第6条** 条例第7条の規定による一時利用期間の申告は、第4条の規定による申請の際、口頭で、又は市長が指定する方法により行わなければならない。
(令5規則37・旧第5条繰下・一部改正)
(定期駐車許可の更新の申請)
- 第7条** 定期許可利用者(更新許可を受けた者を含む。以下同じ。)は、条例第9条第2項の規定により定期駐車許可の更新を受けようとするときは、口頭で、又は市長が指定する方法により、当該定期駐車許可の許可期間満了後引き続き駐車場を利用しようとする期間を申告し、かつ、条例第8条第1項の規定により交付された駐車券で定期利用に係るもの(以下「定期駐車券」という。)を提出して、定期駐車許可の更新を市長に申請しなければならない。
- 2 条例第9条第2項の規則で定める期間は、許可期間の末日の6日前の日から当該末日までとする。
- 3 条例第9条第3項の規則で定める日は、更新手続期間の末日の翌日から起算して3日を経過する日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その日を変更することができる。
(平27規則24・旧第6条繰下・一部改正)
(料金の額等)
- 第8条** 条例第10条第1項の規則で定める額は、次に掲げる駐車場の利用の区分に応じ、当該号に定める額とする。
- (1) 一時利用 別表第2に定める額(第18条第1項各号に掲げる場合にあつては、当該号に掲げる区分に応じ同条第2項各号に定める方法により算定した額)
 - (2) 定期利用 別表第3に定める額
- 2 条例第10条第1項本文の規定により前納する料金の額は、次に掲げる駐車場の利用の区分に応じ、当該号に定める額とする。
- (1) 一時利用 所定の一時利用に係る料金(以下「一時利用料」という。)の1日1回分
 - (2) 定期利用 所定の定期利用料の全額

- 3 条例第10条第1項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。
- (1) 駐車場の一時利用をする者(以下「一時利用者」という。)で条例第10条第1項本文の規定により料金を前納したものが、引き続き3日以上駐車場(第3条各号に掲げる駐車場を除く。第18条第1項第1号及び第2項第1号において同じ。)を利用した場合
 - (2) 一時利用者が第3条各号のいずれかに掲げる駐車場を利用する場合
 - (3) その他市長が特に必要があると認める場合
- 4 条例第10条第1項ただし書の規定により後納する料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる場合 所定の一時利用料の全額から既納の一時利用料の額を控除して得た額
 - (2) 前項第2号に掲げる場合 所定の一時利用料の全額
 - (3) 前項第3号に掲げる場合 市長が別に定める額
(平27規則24・旧第7条繰下・一部改正、平27規則46・平27規則64・令5規則37・一部改正)

(定期利用料等の減免)

- 第9条** 条例第10条第2項(条例第25条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規則で定める特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する者が駐車場を利用するときとする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の長から療育手帳(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 定期利用料の減免額は、所定の定期利用料の2分の1に相当する額とする。
- 3 定期利用料の減免を受けようとする者は、第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を提示して、定期利用料減免申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 定期駐車許可を受けた際条例第10条第2項の規定による定期利用料の減免を受けた定期許可利用者で第1項各号のいずれかに該当するものが、第7条第1項の規定により当該定期駐車許可の更新を申請したときは、前項の規定により申請したものとみなす。
- 5 第2項から前項までの規定は、利用料金について準用する。この場合において、第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第25条第5項において読み替えて準用する条例第10条第2項」と、「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。
(平24規則51・一部改正、平27規則24・旧第8条繰下・一部改正、令5規則37・一部改正)

(定期利用料等の還付)

- 第10条** 条例第10条第3項ただし書(条例第25条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。
- (1) 定期許可利用者がその定期駐車許可の許可期間の末日の1か月以上前に条例第14条の規定による届出(第13条第1項第1号に係るものに限る。次項第1号イにおいて同じ。)をしたとき。
 - (2) 条例第5条ただし書の規定による駐車場の供用の停止又は災害その他定期許可利用者の責めに帰することができない理由により、市長が別に定める期間以上駐車場を利用することができなくなったとき。

- 2 定期利用料の還付額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に該当するとき 次に掲げる定期利用の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
- ア 別表第3に規定する1月の定期利用 既納の定期利用料の全額
- イ 別表第3に規定する3月の定期利用 次に掲げる残余期間(条例第14条の規定による届出をした日からその許可期間の末日までの期間をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 残余期間が3か月以上の場合 既納の定期利用料の全額
- (イ) 残余期間が3か月未満の場合 既納の定期利用料の額から、その定期駐車許可に係る駐車場及びその区画と同一の駐車場及びその区画の定期利用料(別表第3に規定する1月の定期利用に係るものに限る。以下(イ)において「対象1月定期利用料」という。)の額(当該既納の定期利用料の額が条例第10条第2項の規定による減免後のものであるときは、対象1月定期利用料についてその減免の理由と同一の理由による同項の規定による減免があったならば算定されることとなるその減免後の額)に1(当該定期駐車許可に係る起算月の翌月に条例第14条の規定による届出をしたときにあっては、2)を乗じて得た額を控除した額
- (2) 前項第2号に該当するとき 市長が別に定める額
- 3 定期利用料の還付を受けようとする者は、定期利用料還付請求書を市長に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第2項第1号イ(イ)中「第10条第2項」とあるのは「第25条第5項において読み替えて準用する条例第10条第2項」と、前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- (平27規則24・旧第9条繰下・一部改正、令5規則37・一部改正)
- (定期駐車券等の再交付)
- 第11条** 定期許可利用者は、定期駐車券を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したときは、定期駐車券の再交付を受けることができる。
- 2 定期許可利用者は、前項の規定により定期駐車券の再交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した定期駐車券再交付申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 再交付を受けようとする定期許可利用者の氏名及び住所
- (2) 再交付を受けようとする理由
- (3) 紛失したときにあっては、定期駐車許可の番号
- (4) その他市長が必要と認める事項
- 3 定期許可利用者は、定期駐車券を著しく損傷し、又は汚損したことを理由に前項の規定によりその再交付を申請するときは、当該定期駐車券を市長に返還しなければならない。
- 4 定期許可利用者は、定期駐車券を紛失したことを理由に第1項の規定によりその再交付を受けた後、紛失した定期駐車券を発見したときは、直ちに、当該定期駐車券を市長に返還しなければならない。
- 5 前各項の規定は、条例第11条第1項の規定により交付された駐車標章(以下「駐車標章」という。)について準用する。
- (平27規則24・旧第10条繰下)
- (定期駐車券の再交付に要する費用の徴収等)
- 第12条** 市長は、前条第2項の規定により定期駐車券(尼崎市立屋敷駅北自転車駐車場、尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場又は尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場に係るものを除く。)の再交付を申請した定期許可利用者に対して定期駐車券を再交付するときは、当該定期許可利用者からその再交付に要する費用を徴収することができる。
- 2 前項の費用の額は、定期駐車券1枚につき250円とする。
- (平27規則24・旧第11条繰下、令5規則37・一部改正)
- (届出事項等)

第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 定期許可利用者がその定期駐車許可に係る駐車場を利用する必要がなくなった場合
 - (2) 定期許可利用者がその定期駐車許可に係る第5条第1項第5号から第9号までに掲げる事項を変更した場合
 - (3) 条例第10条第2項の規定による定期利用料の減免又は条例第25条第5項において読み替えて準用する条例第10条第2項の規定による利用料金の減免を受けた定期許可利用者が第9条第1項各号のいずれにも該当しなくなった場合
- 2 条例第14条の規定による届出は、届出内容その他必要な事項を記載した届出書により行わなければならない。
- 3 定期許可利用者は、条例第14条の規定による届出(第1項第1号に係るものに限る。)を行おうとするときは、その保有する定期駐車券及び駐車標章を市長に返還しなければならない。

(平27規則24・旧第12条繰下・一部改正、令5規則37・一部改正)

(指定申請の公告)

第14条 市長は、条例第19条の規定により駐車場の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第20条の規定による指定の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(平26規則48・一部改正、平27規則24・旧第13条繰下、令5規則37・一部改正)

(指定申請の方法)

第15条 指定申請は、市長が定める受付期間内に行わなければならない。

2 条例第20条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 役員(法人以外の団体にあつては、これに相当する者)の名簿及び履歴書
- (3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)における当該法人等の事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 法人等(申請年度に設立された法人等を除く。)の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (5) 申請年度における財産目録
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(平27規則24・旧第14条繰下)

(指定管理者の指定等の通知)

第16条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書により当該指定された法人等に通知するものとする。

2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書により当該指定されなかった法人等に通知するものとする。

(平27規則24・旧第15条繰下)

(協定の締結)

第17条 指定管理者は、駐車場の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第23条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の運用に関すること。

- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の運用に関すること。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。
- (5) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項
(平27規則24・旧第16条繰下、令5規則37・一部改正)

(条例別表第2摘要の規則で定める場合等)

第18条 条例別表第2摘要の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 一時利用者が引き続き2日以上駐車場を利用する場合(次号又は第3号に該当する場合を除く。)
 - (2) 一時利用者が第3条第2号又は第3号に掲げる駐車場を利用する場合
 - (3) 一時利用者が第3条第4号又は第5号に掲げる駐車場を利用する場合
- 2 条例別表第2摘要の規則で定める料金の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 前項第1号に該当する場合 別表第2に定める1日1回分の一時利用料の額に、駐車場の利用日数の数値から1を控除して得た数を乗ずる方法
- (2) 前項第2号に該当する場合 別表第2に定める1日1回分の一時利用料の額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該アからウまでに定める数値を乗ずる方法
 - ア 駐車時間(自転車等を駐車場に入庫させた時から出庫させる時までの時間をいう。以下同じ。)が1時間以下のとき 0
 - イ 駐車時間が1時間を超え48時間以下のとき 1
 - ウ 駐車時間が48時間を超えるとき その駐車時間の時間の数値を24で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。)から1を控除して得た数
- (3) 前項第3号に該当する場合 別表第2に定める1日1回分の一時利用料の額に、次に掲げる区分に応じ当該ア又はイに定める数値を乗ずる方法
 - ア 駐車時間が48時間以下のとき 1
 - イ 駐車時間が48時間を超えるとき 前号ウに定める数値
(平27規則24・旧第17条繰下・一部改正、平27規則46・平27規則64・令5規則37・令5規則55・一部改正)

(施行の細目)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平27規則24・旧第18条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第13条から第16条までの規定は、公布の日から施行する。

(平27規則24・旧附則・一部改正)

(定期利用料の還付の特例)

- 2 条例第10条第3項ただし書の規則で定める特別の理由は、第10条第1項各号に掲げるもののほか、尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年尼崎市規則第24号。以下この項において「改正規則」という。)の施行の日(付則第4項において「施行日」という。)前に次の各号のいずれかに掲げる駐車場又は駐車場の区画の定期許可利用者(改正規則の施行の際現に尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例(平成26年尼崎市条例第31号)による改正前の条例別表第3に規定する3月の定期利用に係る定期駐車許可(その許可期間の末日が平成27年4月30日又は同年5月31日であるもの)に限る。以下この項において同じ。)を受けているものに限る。)が当該定期駐車許可に

係る定期利用料を前納しているときとする。

- (1) 尼崎市立立花駅第5自転車駐車場の5Cゾーン
- (2) 尼崎市立立花駅第5自転車駐車場の5Eゾーン
- (3) 尼崎市立立花駅第6自転車駐車場の6Cゾーン
- (4) 尼崎市立立花駅第6自転車駐車場の6Dゾーン
- (5) 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場
(平27規則24・追加)

3 前項に規定する理由に係る定期利用料の還付額は、次に掲げる駐車場又は駐車場の区画の区分に応じ、当該号に定める額とする。

- (1) 前項第1号若しくは第3号に掲げる駐車場の区画又は同項第5号に掲げる駐車場 500円(許可期間の末日が平成27年5月31日である定期駐車許可に係るものにあつては、1,000円)
- (2) 前項第2号又は第4号に掲げる駐車場の区画 700円(許可期間の末日が平成27年5月31日である定期駐車許可に係るものにあつては、1,500円)
(平27規則24・追加)

4 付則第2項に規定する理由に係る定期利用料の還付(以下「差額還付」という。)を受けようとする者は、施行日から平成27年7月31日までの間に定期利用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(平27規則24・追加)

5 差額還付を受けることができる者が第10条第1項第1号に該当する場合における同条第2項第1号イ(イ)の規定の適用については、同号イ(イ)中「既納の定期利用料」とあるのは、「その定期駐車許可に係る駐車場及びその区画の定期利用料で別表第3に規定する3月の定期利用に係るもの」とする。

(平27規則24・追加)

付 則(平成24年3月30日規則第51号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年6月30日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第24号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年6月29日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第8条第1項及び第3項並びに第18条の規定は、この規則の施行の日以後になされる一時駐車許可(改正後の規則第4条の2に規定する一時駐車許可をいう。)で改正後の規則第6条第2号に規定する電磁ロック式駐車場に係るものに係る料金について適用し、同日前になされた一時利用に係る駐車許可で尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場に係るものに係る料金については、なお従前の例による。

付 則(平成27年12月25日規則第64号)

この規則は、平成28年1月4日から施行する。

付 則(令和2年3月25日規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月31日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に自転車等(阪神尼崎駅周辺公共施設を一体的に管理するため

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

区分		金額	
自転車	尼崎市立立花駅第1自転車駐車場 尼崎市立立花駅第2自転車駐車場 尼崎市立立花駅第3自転車駐車場 尼崎市立立花駅第4自転車駐車場 尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場 尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場 尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場 尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場 尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場	1日1回につき 150円	
	尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場	1日1回につき 100円	
	尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場 尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場	1日1回につき 160円	
	原動機付自転車	1回につき 300円	
	尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場	1日1回につき 310円	
	2輪自動車	1日1回につき 310円	
	摘要		
	1 条例第4条第2項の規定により自転車等を駐車場(尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場を除く。)に駐車させるときは、自転車にあつては1日1回につき150円と、原動機付自転車及び2輪自動車にあつては1日1回につき310円とする。		
	2 条例第4条第2項の規定により自転車等を尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場に駐車させるときは、自転車に係る一時利用の用に供される部分に駐車させる場合にあつては1日1回につき160円と、原動機付自転車又は2輪自動車に係る一時利用の用に供される部分に駐車させる場合にあつては1日1回につき310円とする。		

別表第3

(平27規則24・追加、令2規則6・令5規則37・一部改正)

区分		金額		
		1月	3月	
自転車	尼崎市立立花駅第1自転車駐車場 尼崎市立立花駅第2自転車駐車場 尼崎市立立花駅第3自転車駐車場 尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場 尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場 尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場 尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場 尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場		2,100円	5,900円
	尼崎市立立花駅第4自転車駐車場 尼崎市立立花駅第5自転車駐車場 尼崎市立立花駅第6自転車駐車場 尼崎市立立花駅第7自転車駐車場	1,700円	4,800円	4,200円
	尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場 尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場 尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場	1,600円 1,570円 2,200円	4,400円 4,400円 6,170円	
	原動機付自転車	2,500円	7,100円	
	尼崎市立立花駅第3自転車駐車場 尼崎市立立花駅第7自転車駐車場 尼崎市立立花駅第5自転車駐車場 尼崎市立立花駅第6自転車駐車場	2,900円 1,700円	8,200円 4,800円	
	2輪自動車	2,620円	7,440円	
	尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場	3,140円	9,010円	

摘要

- 1 2輪自動車のうち、総排気量が0.125リットルを超え、又は定格出力が1キロワットを超えるものについては、「3,140円」とあるのは「3,670円」と、「9,010円」とあるのは「10,480円」とする。
- 2 次表の左欄に掲げる駐車場の区画に係る金額については、当該区画の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

区分		金額	
		1月	3月
自転車	尼崎市立立花駅第5自転車駐車場の5Cゾーン	800円	2,200円
	尼崎市立立花駅第6自転車駐車場の6Cゾーン		
	尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場3階に存する区画	1,700円	4,800円
原動機付自転車	尼崎市立立花駅第5自転車駐車場の5Eゾーン	1,700円	4,800円